

調達要求番号：

陸 上 自 衛 隊 仕 様 書		
物品番号	仕 様 書 番 号	
陸上総隊司令部庁舎の執務室及び作業室の テレビアンテナ配線敷設	1 8 2	
	作 成	3 1 年 1 月 2 5 日
	変 更	年 月 日
	作成部隊等名	陸上総隊司令部情報部

1. 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊朝霞駐屯地陸上総隊司令部庁舎（その2）の執務室及び作業室のテレビアンテナ配線敷設作業（以下、“本作業”という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、GLT-CG-Z000001による。

1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

b) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）[防経装第9246号（21.7.31）]

1.4 契約相手方の条件

契約相手方は、本契約を履行するにあたり、本作業に関する技能、能力、知識を持ち、類似する配線敷設作業の経験を有するものとする。

2. 役務に関する要求

2.1 場所

東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊 朝霞駐屯地 陸上総隊司令部庁舎

2.2 期間

a) 移設作業実施日は監督官の指定する日とし、細部は官との調整によるものとする。

b) 工期は平成31年3月29日までとする。

c) 作業時間は午前8時30分から午後5時00分までの休憩時間の非稼働時間を除いた実働時間とする。但し必要に応じ、監督官との調整により時間外の役務作業を認めるものとする。

2.3 役務に関する要求

2.3.1 役務概要

本作業は、朝霞駐屯地陸上総隊司令部庁舎（その2）の執務室及び作業室の内部へのテレビアンテナ配線の敷設作業

2.3.2 移設場所

本作業の配線敷設の予定場所は付図のとおりとする。なお、細部は別途官側との調整による。

2.3.3 現地調査

本作業を行うにあたり、作業対象機材の確認等、細部確認が必要な場合は、事前に官側に申請し、現地調査を実施することができるものとする。

2.3.4 敷設作業

- a) TV アンテナ配線は、付図の執務室及び作業室に敷設するものとし、設置する部屋内に引き込む際に既存の光ケーブルを使用しテレビ端子盤内で光カプラを分岐させるものとする。なお、細部は別途官側との調整による。
- b) 作業に必要な使用機材は、契約相手方が準備するものとする。
- c) 機器等設置の際は、別途官側で準備した電源及び管路等を使用するものとする。
- d) 本作業実施時に、庁舎の配線や各システム配線に影響を与えないこと。

2.3.5 調整試験

配線後において、敷設した部屋の内部でテレビ放送が受信出来る様に、設置調整及び動作確認試験を行うこと。

2.3.6 軽微な変更

契約相手方は、現場の運用による位置または仕様の軽易な変更等については監督官と協議の上、指示に従わなければならない。この場合に生ずる請負金額の変更及び納期の延長は行わないものとする。

2.4 品質保証

契約相手方は、移設後、実地内容に関し官側の確認を受けること。またその旨を書面にて報告すること。書面の様式は官側との調整による。

3. 一般事項

3.1 提出書類

本役務に伴う提出書類は表 1 に定める。

表 1 提出書類

項番	項目	部数	提出時期	備考
1	役務実施計画書	1	契約後速やかに	
2	作業完了報告書	1	作業実施後速やかに	

3.2 工程管理

契約相手方は、役務実施計画書を官側に提出して施工の順序及び施工計画について承諾を受けるものとする。

3.3 官側の支援

契約相手方は、本契約の履行に当たって、官側の無償支援を得ることができるものとする。

- a) 駐屯地施設の利用
- b) 作業に必要な電力、用水等の使用
- c) 作業場所、器材の保管場所等の提供
- d) 事務室の使用

e) その他，契約履行に必要な事項

3.4 立ち入り許可

契約相手方は，本契約の履行にあたり，立入禁止場所への立入りが必要な場合は，事前に官側へ申請を行い，許可を得るものとする。

3.5 作業報告

- a) 契約相手方は，作業開始前日において，当日の作業従事者名簿，作業計画の変更の有無について，官側に報告するものとする。
- b) 契約相手方は，作業当日の進捗状況において，随時，監督官等に報告するものとする。
- c) 契約相手方は，作業中に不測の事態及び事故が生じたときは，速やかにその内容等を監督官等に報告し，その現認指示を受け，即時解決を図るとともに，解決後において報告書を提出するものとする。

3.6 検査

- a) 外観・据付検査は，監督官立会の下，目視点検により実施するものとする。
- b) 機能検査は，官給品のテレビを接続して本作業の部屋内でテレビ放送の受信が出来ることを確認するものとする。問題があった際は調査及び復旧を行うこと。

4. その他の事項

4.1 安全管理

- a) 安全管理について万全を期するものとする。
- b) 作業内容について疑義が生じた場合は，事前に監督官を通じ契約担当官等と協議の上，施工するものとする。
- c) 搬出入または作業実施にあたり，既存の施設・器材等に損傷または汚損を与える可能性がある場合は，養生を行うものとする。
- d) 1日の作業終了後は，工具及び材料等の整理整頓並びに清掃を実施するものとする。

4.2 仕様書に関する疑義

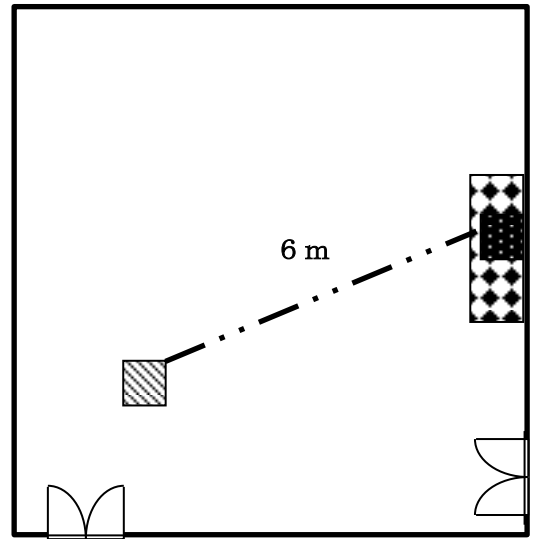
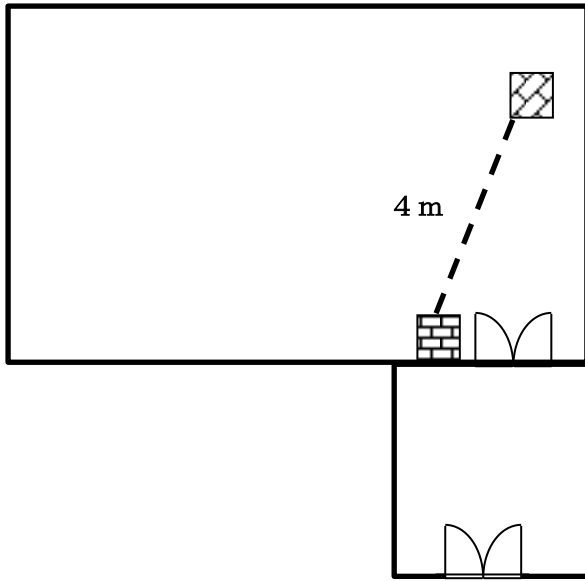
この仕様書に規定のない事項又は内容に関して疑義が生じた場合は，契約担当官等を通じて要求元と協議するものとする。

4.3 不具合発生時の処置

契約相手方は，作業実施時に不具合が発生した場合は，不具合の内容を記載した書類を1部提出するものとする。

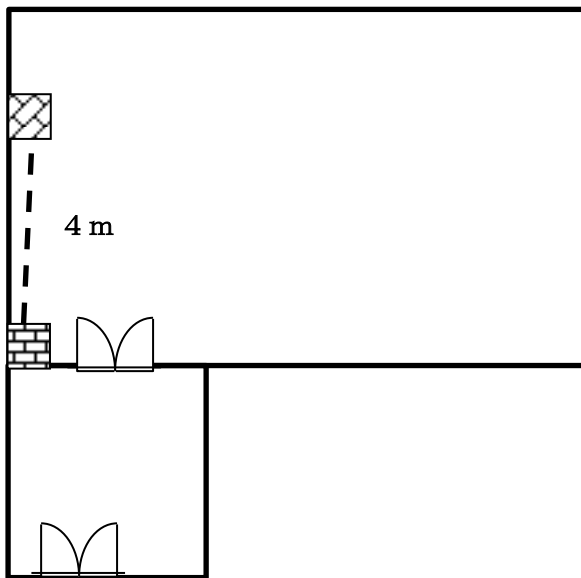
陸上総隊司令部庁舎
地下2階 執務室

付図





陸上総隊司令部庁舎
地下2階 作業室

陸上総隊司令部庁舎
地下2階 機械室



凡例

 : テレビ端子盤
  : 光カップラ
  : 19インチラック (既存)

 : 光受信機
  : 同軸ケーブル末端 (F 接栓)

- . . . - : 光コード
 - - - - : 同軸ケーブル